資料１

第２次小樽市緑の基本計画について

第２回策定委員会

（１）	制度の概要及び計画の策定経過について	P1　~P3
（２）	第１回市民懇談会について	P4
（３）	基本理念、緑の将来像及び基本方針について	P5　~P19
（４）	計画フレーム及び目標水準について	P20~P23
（５）	緑地の配置方針について	P24~P32
（６）	策定スケジュールについて	P33

（1）制度の概要及び計画の策定経過

○計画の見直しの背景

「小樽市緑の基本計画」は計画期間を平成16年(2004年)から令和２年(2020年)までとし、計画期間満了から次期計画の策定までは現計画の基本理念に基づき、緑地の保全や緑化の推進に努めてきました。次期計画については、計画期間を令和５年(2023年)から令和14年(2032年)までとし、人口減少などの社会情勢の変化に対応した計画の策定を進めています。

○制度の概要

- **緑の基本計画とは**

  都市緑地法第４条第１項に基づき、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の**緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画**(以下「基本計画」という。)を定めるものです。

- **基本計画に定める事項**

  都市緑地法第４条第２項において、基本計画に定める事項として以下のとおり記載されています。

  ・緑地の保全及び緑化の目標
  ・緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
  ・都市公園の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項

○計画の位置付け及び策定体制

計画の位置付け

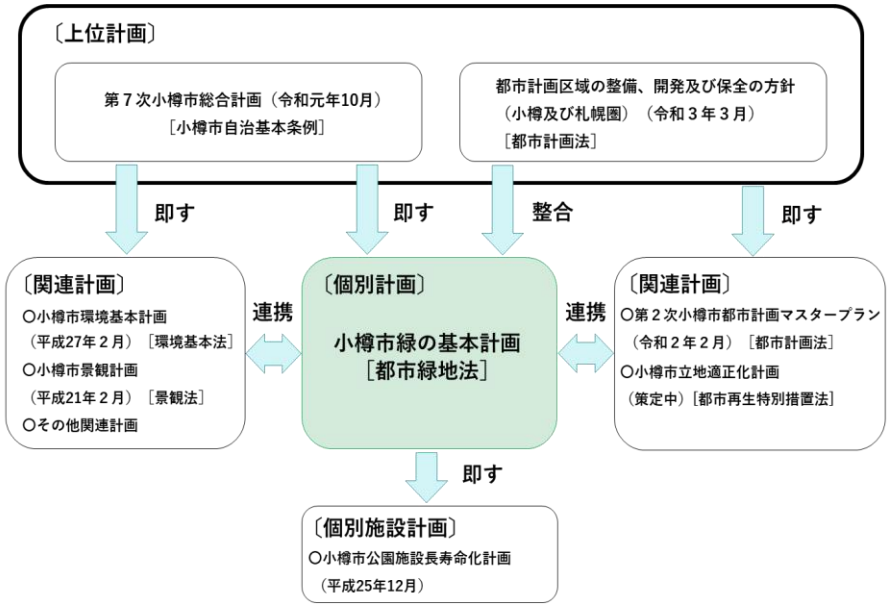

策定体制

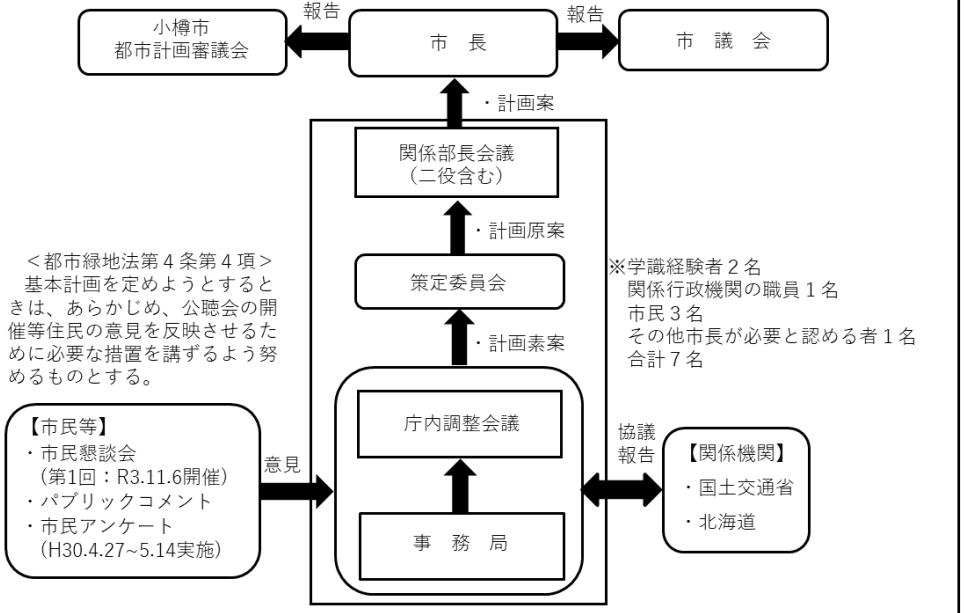

（１）制度の概要及び計画の策定経過

○会議等の開催経過

・庁内調整会議
第１回：令和３年１０月１１日（月）
第２回：令和４年　１月１１日（火）

・関係部長会議
第１回：令和３年１０月２５日（月）
第２回：令和４年　１月２７日（木）➡令和４年４月１８日（月）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期

・策定委員会
第１回：令和３年１１月１２日（金）
第２回：令和４年　２月１０日（木）➡令和４年５月１３日（金）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期

・市民懇談会
第１回：令和３年１１月　６日（土）

○計画の構成（素案作成まで）

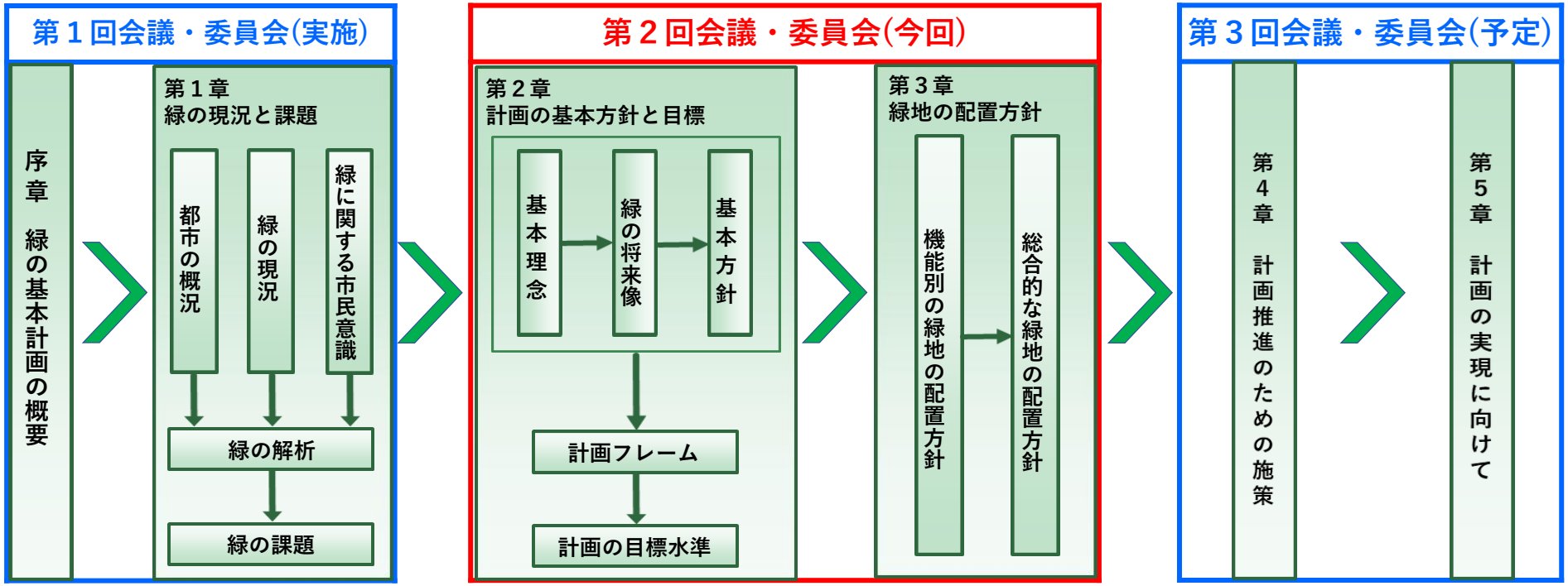

（1）制度の概要及び計画の策定経過

〇緑地が有する４つの機能

「緑の基本計画ハンドブック」において、緑地は「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観形成」の４つの機能を有するとされ、本計画の策定に当たっては、緑地が有する4つの機能が発揮するよう、それぞれの役割と主な機能に合わせて方針などを定めます。

環境保全機能

【人と自然が共生する都市環境の形成に寄与します】

〇主な機能

・二酸化炭素の吸収
・騒音、振動の緩和
・気温の緩和
・生物の生息環境の確保

《天狗山》

レクリエーション機能

【住民の多様な余暇活動や健康増進活動を支える場を提供します】

〇主な機能

・様々な余暇活動の場
・休養・休息の場
・運動・遊び場

《新光東公園》

防災機能

【都市の防災性、安全性の確保に寄与します】

〇主な機能

・火災時の延焼の遅延や防止
・災害時の避難場所
・災害時の救援、復旧活動の拠点
・豪雨等に流出量の調整、洪水の予防

《小樽公園》

景観形成機能

【四季の変化が織りなす美しい潤いのある景観を形成します】

〇主な機能

・自然景観の形成
・都市景観に潤いを与える
・郷土に対する愛着意識の涵養

《住吉神社》

（２）第１回市民懇談会

日　時：令和３年１１月６日（土）１３：３０～
場　所：消防庁舎６階　講堂
参加者：１８名（市民公募、町内会などの各種団体）
概　要：「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観形成」の４グループに分かれて、討議内容に沿ってグループ討論を行い、以下のようなご意見をいただきました。

機能別	討議内容		意見
環境保全	1	自然環境や生態系の保全のために必要となる公園及び緑地の保全・整備について	生態系に合わせた自然環境の保全や河川、公園などを活用して自然環境に対する市民の理解を深める必要がある。
	2	ヒートアイランド現象の緩和について	壁面緑化の保全や育樹活動のほか、緑が少ない地区に郷土種を用いたガーデニングによる緑化の推進を図る必要がある。
	3	今後重点を置くべき環境保全について	歴史的風土を形成する緑地の保全と、新たな緑地となりうる土地の利活用を図る必要がある。
レクリエーション	1	身近な公園で、特に不足している公園施設について	市民ニーズに応じた都市公園の適正な配置と施設整備や、安全・安心に公園利用できるよう維持管理の強化を図る必要がある。
	2	緑化の推進に向けたイベントの開催内容や周知方法について	イベント開催の場として、公園の提供や年齢層に応じた情報発信を図る必要がある。
	3	今後重点を置くべき公園整備について	市民ニーズや季節ごとの利用形態なども考慮した既存公園の集約・再編を検討する必要がある。
防災	1	グリーンインフラを活用した防災・減災対策への取組について	防災・減災の機能を有する緑地を保全するとともに、樹木の生育に伴う剪定などの適正な管理を行う必要がある。
	2	災害時における避難場所について	冬期間を除き利用可能な避難場所の検討と適正な維持管理を行う必要がある。
	3	今後の緑地の防災機能として必要な機能について	土砂災害防止につながる森林が有する防災機能を活用していく必要がある。
景観形成	1	特に保全すべき景観について	朝里川などの水辺環境のほか地域の特性ある景観を保全・周知していく必要がある。
	2	市民・事業者が主体となる公園等の美化活動における行政の支援について	美化活動の参加に対する魅力の提供を検討し、学生が主体となるボランティア活動の推進のため、学校との連携を図る必要がある。
	3	今後の街路樹に関する取組について	街路樹が織りなす美しい景観は保全しつつ、市民ニーズに合わせた維持管理を図る必要がある。

（３）基本理念、緑の将来像及び基本方針　緑の課題（第１回策定委員会確定後）

機能別	緑の課題	
環境保全	1	ヒートアイランド現象の緩和や二酸化炭素の吸収を促進するため、樹林地や草地の保全をしていく必要がある。
	2	都市の骨格を形成する貴重な自然資源である天狗山などの丘陵地や海岸線などの一体的な保全をしていく必要がある。
	3	市街地内の主要河川を軸とする骨格緑地の維持保全をしていく必要がある。
	4	自然と共存する環境を形成している生息地・生育地である天狗山の豊かな森林資源などの丘陵地や緑道のほか、河川や海岸線などの水辺環境との緑と水による生物多様性に配慮したエコロジカルネットワークの形成をしていく必要がある。
	5	既存の都市公園の適正な配置をしていく必要がある。
	6	住吉神社の社寺境内林や勝納川などの市街地に存在する緑地の維持保全をしていく必要がある。
	7	良好な都市環境の形成に資する緑地の保全をしていく必要がある。
レクリエーション	1	長期未整備の都市計画公園は、その必要性等を総合的に点検・検証し、必要な見直しを検討していく必要がある。
	2	既存公園を継続して整備するとともに、市民ニーズに対応した適正な公園配置や機能の集約をしていく必要がある。
	3	市民の健康志向の高まりに応じた健康器具などの整備による健康増進を支援していく必要がある。
	4	公園等の老朽化した施設の計画的な更新を継続して行うとともに、管理体制の強化を図りながら、効率的な維持管理による公園の充実をしていく必要がある。
	5	公園の維持管理や緑化の推進に向け、町内会やボランティア団体とのパートナーシップの形成をしていく必要がある。
	6	市民ニーズに合ったイベントの開催内容や周知方法の検討をしていく必要がある。
	7	良好な自然景観地や歴史的資源を生かした公園の整備をしていく必要がある。
	8	旧国鉄手宮線などを活用した観光拠点間を結ぶ歩行者空間としてのレクリエーションネットワークの形成と適正な維持管理の推進をしていく必要がある。
防災	1	崩落や地すべりなどによる土砂流出や土壌保全につながる森林の保全をしていく必要がある。
	2	台風や集中豪雨による洪水や土石流など水害を軽減する役割を果たしている河川上流域の山林や、雨水の貯水機能を持つオタルナイ湖、農地の保全をしていく必要がある。
	3	避難場所として指定されている公園の適正な維持管理をしていく必要がある。
	4	ヘリポートなど多様な防災拠点として公園等の活用の検討をしていく必要がある。
	5	グリーンインフラを活用した防災・減災対策への取組の検討をしていく必要がある。
景観形成	1	美しい眺望を持つ天狗山や自然と調和したニセコ積丹小樽海岸国定公園などの自然的景観の保全をしていく必要がある。
	2	奥沢水源地周辺のうるおいのある水辺景観の保全・活用を検討していく必要がある。
	3	市街地と樹林地が織りなす景観を保持するため、住吉神社をはじめとする社寺境内林や丘陵樹林地など、市街地に自生する樹林地の保全をしていく必要がある。
	4	既存公園を継続して整備するとともに、市民ニーズに対応した適正な公園配置や機能の集約をしていく必要がある。
	5	都市景観の大きな要素である緑化の充実に向けて、市民・事業者・行政の協働による緑の創出をしていく必要がある。
	6	町内会やボランティア団体などが主体となる公園等の美化活動における行政の支援をしていく必要がある。
	7	旧国鉄手宮線の観光拠点間を結ぶ歩行者空間の歴史的な街並みを回遊できる散策ネットワークの活用を検討していく必要がある。
	8	住宅地、商業地、工業地においては、美観の向上に寄与する緑化施策の体系的な推進をしていく必要がある。

（3）基本理念、緑の将来像及び基本方針　市民懇談会における意見（再掲）

機能別		市民懇談会における意見
環境保全	1	生態系に合わせた自然環境の保全や河川、公園などを活用して自然環境に対する市民の理解を深める必要がある。
	2	壁面緑化の保全や育樹活動のほか、緑が少ない地区に郷土種を用いたガーデニングによる緑化の推進を図る必要がある。
	3	歴史的風土を形成する緑地の保全と、新たな緑地となりうる土地の利活用を図る必要がある。
レクリエーション	1	市民ニーズに応じた都市公園の適正な配置と施設整備や、安全・安心に公園利用できるよう維持管理の強化を図る必要がある。
	2	イベント開催の場として、公園の提供や年齢層に応じた情報発信を図る必要がある。
	3	市民ニーズや季節ごとの利用形態なども考慮した既存公園の集約・再編を検討する必要がある。
防災	1	防災・減災の機能を有する緑地を保全するとともに、樹木の生育に伴う剪定などの適正な管理を行う必要がある。
	2	冬期間を除き利用可能な避難場所の検討と適正な維持管理を行う必要がある。
	3	土砂災害防止につながる森林が有する防災機能を活用していく必要がある。
景観形成	1	朝里川などの水辺環境のほか地域の特性ある景観を保全・周知していく必要がある。
	2	美化活動の参加に対する魅力の提供を検討し、学生が主体となるボランティア活動の推進のため、学校との連携を図る必要がある。
	3	街路樹が織りなす美しい景観は保全しつつ、市民ニーズに合わせた維持管理を図る必要がある。

（３）基本理念、緑の将来像及び基本方針

緑の課題及び市民懇談会における意見と上位計画・関連計画より、以下のとおり『基本理念』を定めます。

緑の課題（28項目)(P5)

環境保全に関する課題(７項目)
レクリエーションに関する課題(８項目)
防災に関する課題(５項目)
景観形成に関する課題(８項目)

市民懇談会における意見（12項目)(P6)

環境保全に関する意見(３項目)
レクリエーションに関する意見(３項目)
防災に関する意見(３項目)
景観形成に関する意見(３項目)

基本理念

本市は、海岸沿いの狭あいな平坦地を主体に発達している市街地が、前面に広がる日本海と背後に迫っている山岳丘陵に囲まれていることから、市街地の各所から豊かな森林を望むことができ、緑あふれる都市景観を形成しています。

また、先人が築き上げてきた歴史をしのばせるまちなみのほか、忍路環状列石、地鎮山環状列石などの史跡が多く存在するとともに、海岸線の一部が「ニセコ積丹小樽海岸国定公園」の指定を受けているなど良好な自然環境が多く残され、市街地においては、市民が身近に感じている社寺境内林や公園などの緑が存在しています。

一方、令和元年に策定された『第７次小樽市総合計画』においては、将来都市像として「自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち　小樽～あらたなる１００年の歴史へ～」を掲げ、小樽が住みよい、魅力的なまちとなるよう、多彩な地域資源を効果的に活用して、誰もが快適で安心して心豊かに暮らせる、活力あふれる地域社会の実現を目指しています。

こうしたなかで、よりよい都市の姿を目指していくためには、子育てや介護環境、災害に対する備えなど、緑の持つ機能を最大限に取り入れた身近な環境を、市民・事業者・行政の協働により、整えていくことが必要となります。

さらに、小樽らしい地域の特性を生かした四季の彩りに恵まれた自然や豊かな環境を将来の世代へ引き継いでいくとともに、潤いと安らぎのある自然と人が共生する緑のまちづくりも求められます。

『第２次小樽市緑の基本計画』では、前計画の理念を継承しつつ、緑の現況と課題を踏まえ、緑のまちづくりにおける基本理念を以下のように掲げます。

『市民との協働で築く、自然と人が共生する緑豊かな、潤いと安らぎのあるまち小樽』

上位計画・関連計画①

＜第７次小樽市総合計画＞

基本構想

01 まちづくりの基本的な考え方

本市は北海道開拓とともに鉄道や港を中心に発展し、明治、大正、昭和初期の繁栄の時代に築かれた歴史文化資源を有し、変化に富んだ美しい海岸線や緑豊かな山々などの自然景観が一体となった情緒あふれるまちなみは、そこに暮らす人々の郷土に対する誇りや愛着を育み、訪れる人々を魅了するまちとして歩んできました。

これから更に、小樽が住みよい、魅力的なまちとなるよう、多彩な地域資源を効果的に活用して、誰もが快適で安心して心豊かに暮らせる、活力あふれる地域社会の実現を目指します。

０２ 将来都市像

まちづくりの基本的な考え方を踏まえ、実現を目指す将来の都市像を次のとおり掲げます。

『自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち　小樽～あらたなる１００年の歴史へ～』

Ⅴ まちづくり　６つのテーマ

テーマ５まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち(環境・景観)

四季の彩りに恵まれた自然や豊かな環境を将来の世代へ引き継いでいけるよう、地球にやさしい取組、生活環境の保全、潤いと安らぎのあるまちづくり、循環型社会の形成に努めます。

施策３公園・緑地

人と自然が共生する、花と緑にあふれ、潤いと安らぎのあるまちづくりを目指します。

Ⅵ 市政運営の基本姿勢

01 市民参加と協働によるまちづくりの推進

人口減少や少子高齢化がますます進行し、地域における人と人とのつながりが希薄化しています。また、子育てや介護環境、災害に対する備えなど、市民ニーズや地域が抱える課題が複雑・多様化する中、地域を支える人材の高齢化や担い手の不足により、まちづくりの中心となる町内会などの地域コミュニティの維持が懸念されているため、様々な交流や活動を通じて、住民同士がお互いに支え合い、安全で安心なまちづくりに取り組めるよう、地域コミュニティ活動を活性化していくことが求められています。

基本計画

Ⅳ まちづくり　６つのテーマ

5-3　公園・緑地

市街地は、比較的緑が少ない状況にあることから、公園・緑地のみではなく、公共施設や民有地の緑化も進め、花と緑で癒されるまちなみを形成していく必要があり、緑化に関する情報提供や技術の普及、緑化活動団体への支援等を通じ、市民との協働により緑化を推進する必要があります。

（３）基本理念、緑の将来像及び基本方針

緑の課題及び市民懇談会における意見と上位計画・関連計画より、以下のとおり『基本理念』を定めます。

緑の課題（28項目)(P5)

環境保全に関する課題(７項目)
レクリエーションに関する課題(８項目)
防災に関する課題(５項目)
景観形成に関する課題(８項目)

市民懇談会における意見（12項目)(P6)

環境保全に関する意見(３項目)
レクリエーションに関する意見(３項目)
防災に関する意見(３項目)
景観形成に関する意見(３項目)

基本理念

本市は、海岸沿いの狭あいな平坦地を主体に発達している市街地が、前面に広がる日本海と背後に迫っている山岳丘陵に囲まれていることから、市街地の各所から豊かな森林を望むことができ、緑あふれる都市景観を形成しています。

また、先人が築き上げてきた歴史をしのばせるまちなみのほか、忍路環状列石、地鎮山環状列石などの史跡が多く存在するとともに、海岸線の一部が「ニセコ積丹小樽海岸国定公園」の指定を受けているなど良好な自然環境が多く残され、市街地においては、市民が身近に感じている社寺境内林や公園などの緑が存在しています。

一方、令和元年に策定された『第７次小樽市総合計画』においては、将来都市像として「自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち　小樽～あらたなる１００年の歴史へ～」を掲げ、小樽が住みよい、魅力的なまちとなるよう、多彩な地域資源を効果的に活用して、誰もが快適で安心して心豊かに暮らせる、活力あふれる地域社会の実現を目指しています。

こうしたなかで、よりよい都市の姿を目指していくためには、子育てや介護環境、災害に対する備えなど、緑の持つ機能を最大限に取り入れた身近な環境を、市民・事業者・行政の協働により、整えていくことが必要となります。

さらに、小樽らしい地域の特性を生かした四季の彩りに恵まれた自然や豊かな環境を将来の世代へ引き継いでいくとともに、潤いと安らぎのある自然と人が共生する緑のまちづくりも求められます。

『第２次小樽市緑の基本計画』では、前計画の理念を継承しつつ、緑の現況と課題を踏まえ、緑のまちづくりにおける基本理念を以下のように掲げます。

『市民との協働で築く、自然と人が共生する緑豊かな、潤いと安らぎのあるまち小樽』

上位計画・関連計画②

〈小樽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針〉

１.土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
（３）市街地の土地利用の方針
③ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針
・市街地内の緑地については、良好な都市環境を維持するために必要な緑地として今後も適正な保全を図る。

〈第2次小樽市都市計画マスタープラン〉

３緑の方針
（１）公園・緑地等の方針
②市民との協働による緑化活動の推進
豊かな自然環境を保全していくには、市民が自然を身近に体験し、環境保全に対する理解を深めていくことが必要です。
今後とも、市民が学び、触れ合うことのできる施設整備や緑化活動の支援など、市民との協働による緑化活動を進めます。

〈小樽市環境基本計画〉

第３章 計画の目指す方向性
２計画の基本目標
自然環境：自然と共生するまちづくり
豊かな自然とそこに生息する野生動植物を守り、人と自然とがふれあいながら共生することができるまちづくりを目標とします。
社会環境：潤いと安らぎのあるまちづくり
歴史、文化、自然をいかし、調和の取れた潤いと安らぎのある心地よい空間に満ちたまちづくりを目標とします。

〈小樽市景観計画〉

第４章 良好な景観の形成に関する方針
１.市域全域における良好な景観の形成に関する方針
（１）景観形成の基本方針
・小樽固有の自然・歴史・文化の継承と創造
・景観形成の核となるシンボル空間の創造
・地区の特性を生かした個性的で調和のとれた街並み景観の創造
・四季折々の変化や時の移り変わりを大切にした都市景観の創造

（３）基本理念、緑の将来像及び基本方針

前項で定めた『基本理念』を踏まえて、以下のとおりに3つの「緑の将来像」を定めます。

基本理念(P7)

『市民との協働で築く、自然と人が共生する
緑豊かな、潤いと安らぎのあるまち小樽』

緑の課題(28項目)(P5)

環境保全に関する課題(７項目)
レクリエーションに関する課題(８項目)
防災に関する課題(５項目)
景観形成に関する課題(８項目)

市民懇談会における意見(12項目)(P6)

環境保全に関する意見(３項目)
レクリエーションに関する意見(３項目)
防災に関する意見(３項目)
景観形成に関する意見(３項目)

緑の将来像

＜自然と人が共生するまち＞

市民の環境保全への意識を高め、豊かな自然環境を形成している緑を保全することにより、地球温暖化の抑制や生物多様性を確保し、自然と人が共生するまちを目指します。

上位計画・関連計画

〈第７次小樽市総合計画〉

基本構想 Ⅴ まちづくり 6つのテーマ
テーマ５まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち(環境・景観)
施策１ 環境保全
良好で快適な環境の保全を図り、将来の世代へ引き継いでいける環境にやさしい社会の実現を目指します。
このため、一人ひとりの環境保全の意識を高め、公害の未然防止に努めるとともに、地球温暖化対策やエネルギーの有効利用の推進など環境負荷の低減を図りながら、豊かな自然と共生する環境づくりを進めます。

〈小樽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針〉

１.土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
（３）市街地の土地利用の方針
③ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針
・市街地内の緑地については、良好な都市環境を維持するために必要な緑地として今後も適正な保全を図る。

〈第２次小樽市都市計画マスタープラン〉

第２章 まちづくりの目標とまちの姿
（２）基本目標３）自然を大切にし、歴史・文化を育むまちづくり
①自然環境と調和したまちづくり
海岸、森林など豊かな自然環境の保全や自然と調和した潤いあるまちづくりを進めます。

〈小樽市環境基本計画〉

第３章 計画の目指す方向性
２計画の基本目標
自然環境：自然と共生するまちづくり
豊かな自然とそこに生息する野生動植物を守り、人と自然とがふれあいながら共生することができるまちづくりを目標とします。

〈小樽市景観計画〉

第２章 景観形成の基本目標
基本目標
・自然景観の保全を図り、自然と街並みの調和がとれたまちづくりを進めます。
・歴史景観の保全を図り、歴史と文化の香り高いまちづくりを進めます。
・小樽らしい都市景観の創出を図り、潤いと活力に満ちたまちづくりを進めます。

（３）基本理念、緑の将来像及び基本方針

前項で定めた『基本理念』を踏まえて、以下のとおりに3つの「緑の将来像」を定めます。

基本理念(P7)

『市民との協働で築く、自然と人が共生する
緑豊かな、潤いと安らぎのあるまち小樽』

緑の課題(28項目)(P5)

環境保全に関する課題(７項目)
レクリエーションに関する課題(８項目)
防災に関する課題(５項目)
景観形成に関する課題(８項目)

市民懇談会における意見(12項目)(P6)

環境保全に関する意見(３項目)
レクリエーションに関する意見(３項目)
防災に関する意見(３項目)
景観形成に関する意見(３項目)

緑の将来像

＜みどりを生かした快適・安心なまち＞

市民に快適な生活環境をもたらし、健康の維持・増進や安らぎの場となる都市公園の適正な配置や、これまで形成してきた緑のネットワークの適正な維持管理に努め、災害時の避難場所として活用することで防災機能を高め、みどりを生かした快適・安心なまちを目指します。

上位計画・関連計画

〈第７次小樽市総合計画〉

基本構想
01 まちづくりの基本的な考え方
これから更に、小樽が住みよい、魅力的なまちとなるよう、多彩な地域資源を効果的に活用して、誰もが快適で安心して心豊かに暮らせる、活力あふれる地域社会の実現を目指します。

〈小樽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針〉

4.自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針
（２）緑地の配置の方針 ① 緑地系統ごとの配置方針
C 防災系統
・小樽公園及び手宮公園の一部に災害時の緊急避難場所を配置するとともに、災害時の避難場所としての緑地の活用や防災機能を有する公園の整備を検討する。

〈第２次小樽市都市計画マスタープラン〉

３緑の方針
（１）公園・緑地等の方針
①緑のネットワークの保全
公園・緑地等の緑は、地域住民にとって健康の維持・増進や安らぎの場をつくる重要な要素です。
また、河川は都市に潤いを与えるだけではなく、人々が水と親しむことのできる緑地空間としての役割もあります。
このため、適切な維持・管理に努め、これまで形成してきたこれらの緑のネットワークを守っていきます。

〈小樽市環境基本計画〉

第３章 計画の目指す方向性
２計画の基本目標
生活環境：安全で安心して暮らせるまちづくり
きれいな水とさわやかな空気のもと、健康で安心して暮らせるまちづくりを目標とします。

〈小樽市景観計画〉

第４章 良好な景観の形成に関する方針
１.市域全域における良好な景観の形成に関する方針
（１）景観形成の基本方針
・小樽固有の自然・歴史・文化の継承と創造
・景観形成の核となるシンボル空間の創造
・地区の特性を生かした個性的で調和のとれた街並み景観の創造
・四季折々の変化や時の移り変わりを大切にした都市景観の創造

（３）基本理念、緑の将来像及び基本方針

前項で定めた『基本理念』を踏まえて、以下のとおりに3つの「緑の将来像」を定めます。

基本理念(P7)

『市民との協働で築く、自然と人が共生する
緑豊かな、潤いと安らぎのあるまち小樽』

緑の課題(28項目)(P5)

環境保全に関する課題(７項目)
レクリエーションに関する課題(８項目)
防災に関する課題(５項目)
景観形成に関する課題(８項目)

市民懇談会における意見(12項目)(P6)

環境保全に関する意見(３項目)
レクリエーションに関する意見(３項目)
防災に関する意見(３項目)
景観形成に関する意見(３項目)

緑の将来像

＜みどりを学び、触れ合えるまち＞

市民・事業者・行政が一体となって緑化に取り組める体制を整えるとともに、緑と触れ合う機会を充実し、みどりを学び、触れ合えるまちを目指します。

上位計画・関連計画

＜第７次小樽市総合計画＞

基本計画 Ⅳ まちづくり　６つのテーマ
5-3　公園・緑地
市街地は、比較的緑が少ない状況にあることから、公園・緑地のみではなく、公共施設や民有地の緑化も進め、花と緑で癒されるまちなみを形成していく必要があり、緑化に関する情報提供や技術の普及、緑化活動団体への支援等を通じ、市民との協働により緑化を推進する必要があります。

〈小樽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針〉

4.自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針
（２）緑地の配置の方針 ① 緑地系統ごとの配置方針
ａ 環境保全系統
・学校等の公共公益施設の緑化の推進や街路樹の適切な保全に努める。

＜第２次小樽市都市計画マスタープラン＞

３緑の方針
（１）公園・緑地等の方針
②市民との協働による緑化活動の推進
　豊かな自然環境を保全していくには、市民が自然を身近に体験し、環境保全に対する理解を深めていくことが必要です。
　今後とも、市民が学び、触れ合うことのできる施設整備や緑化活動の支援など、市民との協働による緑化活動を進めます。

〈小樽市環境基本計画〉

第３章 計画の目指す方向性
２計画の基本目標
環境学習・ 環境活動 ：みんなで環境保全に取り組むまちづくり
市民、事業者、市が環境保全についてともに考え、協働で取り組んでいくまちづくりを目標とします。

〈小樽市景観計画〉

第６章 景観重要建造物及び景観重要樹木並びに小樽市歴史的建造物等の指定の方針
３.小樽市歴史的建造物等の指定の方針（景観条例に基づく指定）
（２）保存樹木等の指定の方針
樹木等の健全な育成及び保存並びに都市景観の形成を図るため、保存や保全が必要な樹木等を所有者の同意を得て「保存樹木等」として指定します。

（３）基本理念、緑の将来像及び基本方針

前項で定めた３つの「緑の将来像」より、以下のとおり「基本方針」を定めます。

緑の将来像（P9～11）	緑の課題及び市民懇談会における意見	基本方針
＜自然と人が共生するまち＞ 市民の環境保全への意識を高め、豊かな自然環境を形成している緑を保全することにより、地球温暖化の抑制や生物多様性を確保し、自然と人が共生するまちを目指します。	**「緑の保全」**に関する緑の課題及び市民懇談会における意見	**「緑の保全」に関する方針** **（P13、14）**
＜みどりを生かした快適・安心なまち＞ 市民に快適な生活環境をもたらし、健康の維持・増進や安らぎの場となる都市公園の適正な配置や、これまで形成してきた緑のネットワークの適正な維持管理に努め、災害時の避難場所として活用することで防災機能を高め、みどりを生かした快適・安心なまちを目指します。	**「緑の創出と活用」**に関する緑の課題及び市民懇談会における意見	**「緑の創出と活用」に関する方針** **（P15、16）**
＜みどりを学び、触れ合えるまち＞ 市民・事業者・行政が一体となって緑化に取り組める体制を整えるとともに、緑と触れ合う機会を充実し、みどりを学び、触れ合えるまちを目指します。	**「緑の普及と啓発」**に関する緑の課題及び市民懇談会における意見	**「緑の普及と啓発」に関する方針** **（P17、18）**

（３）基本理念、緑の将来像及び基本方針

「緑の保全」に関する課題及び意見の抽出

緑の課題（P5）

環境保全	1	ヒートアイランド現象の緩和や二酸化炭素の吸収を促進するため、樹林地や草地の保全をしていく必要がある。
	2	都市の骨格を形成する貴重な自然資源である天狗山などの丘陵地や海岸線などの一体的な保全をしていく必要がある。
	3	市街地内の主要河川を軸とする骨格緑地の維持保全をしていく必要がある。
	4	自然と共存する環境を形成している生息地・生育地である天狗山の豊かな森林資源などの丘陵地や緑道のほか、河川や海岸線などの水辺環境との緑と水による生物多様性に配慮したエコロジカルネットワークの形成をしていく必要がある。
	6	住吉神社の社寺境内林や勝納川などの市街地に存在する緑地の維持保全をしていく必要がある。
	7	良好な都市環境の形成に資する緑地の保全をしていく必要がある。
防災	1	崩落や地すべりなどによる土砂流出や土壌保全につながる森林の保全をしていく必要がある。
	2	台風や集中豪雨による洪水や土石流など水害を軽減する役割を果たしている河川上流域の山林や、雨水の貯水機能を持つオタルナイ湖、農地の保全をしていく必要がある。
	5	グリーンインフラを活用した防災・減災対策への取組の検討をしていく必要がある。
景観形成	1	美しい眺望を持つ天狗山や自然と調和したニセコ積丹小樽海岸国定公園などの自然的景観の保全をしていく必要がある。
	2	奥沢水源地周辺のうるおいのある水辺景観の保全・活用を検討していく必要がある。
	3	市街地と樹林地が織りなす景観を保持するため、住吉神社をはじめとする社寺境内林や丘陵樹林地など、市街地に自生する樹林地の保全をしていく必要がある。

市民懇談会における意見（P6）

環境保全	1	生態系に合わせた自然環境の保全や河川、公園などを活用して自然環境に対する市民の理解を深める必要がある。
	2	壁面緑化の保全や育樹活動のほか、緑が少ない地区に郷土種を用いたガーデニングによる緑化の推進を図る必要がある。
	3	歴史的風土を形成する緑地の保全と、新たな緑地となりうる土地の利活用を図る必要がある。
防災	1	防災・減災の機能を有する緑地を保全するとともに、樹木の生育に伴う剪定などの適正な管理を行う必要がある。
	3	土砂災害防止につながる森林が有する防災機能を活用していく必要がある。
景観形成	1	朝里川などの水辺環境のほか地域の特性ある景観を保全・周知していく必要がある。

基本方針１
いまあるみどりを守ります（緑の保全）

本市には、緑の骨格となる市街地背後の丘陵樹林や海岸線の斜面樹林が貴重な自然資源として残されています。このような緑は、個性的なまちなみを形成しているとともに、多様な生き物の生息・生育環境となっているほか、雨水貯留、土砂流出防止などの都市防災上重要な役割も果たしています。

また、市街地に残っている社寺境内林などの緑は、日常生活の身近な景観資源として市民の心に潤いと安らぎを与えています。

そこで、「自然と人が共生するまち」の実現を目指し、長い歴史の中で育まれてきた貴重な緑を、次世代に継承していきます。

上位計画・関連計画①

＜第７次小樽市総合計画＞

基本構想　Ⅴまちづくり 6つのテーマ
テーマ５まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち(環境・景観)
施策１　環境保全

良好で快適な環境の保全を図り、将来の世代へ引き継いでいける環境にやさしい社会の実現を目指します。

基本計画　Ⅳまちづくり 6つのテーマ
5-3　公園・緑地

本市は、海と山に囲まれた豊かな自然に恵まれ、個性的なまちなみを形成しており、今後も市街地の緑を含めた保全に努め、潤いと安らぎのあるまちづくりを進める必要があります。

〈小樽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針〉

１.土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
（３）市街地の土地利用の方針
③ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

・市街地内の緑地については、良好な都市環境を維持するために必要な緑地として今後も適正な保全を図る。

（３）基本理念、緑の将来像及び基本方針

「緑の保全」に関する課題及び意見の抽出

緑の課題（P5）

環境保全	1	ヒートアイランド現象の緩和や二酸化炭素の吸収を促進するため、樹林地や草地の保全をしていく必要がある。
	2	都市の骨格を形成する貴重な自然資源である天狗山などの丘陵地や海岸線などの一体的な保全をしていく必要がある。
	3	市街地内の主要河川を軸とする骨格緑地の維持保全をしていく必要がある。
	4	自然と共存する環境を形成している生息地・生育地である天狗山の豊かな森林資源などの丘陵地や緑道のほか、河川や海岸線などの水辺環境との緑と水による生物多様性に配慮したエコロジカルネットワークの形成をしていく必要がある。
	6	住吉神社の社寺境内林や勝納川などの市街地に存在する緑地の維持保全をしていく必要がある。
	7	良好な都市環境の形成に資する緑地の保全をしていく必要がある。
防災	1	崩落や地すべりなどによる土砂流出や土壌保全につながる森林の保全をしていく必要がある。
	2	台風や集中豪雨による洪水や土石流など水害を軽減する役割を果たしている河川上流域の山林や、雨水の貯水機能を持つオタルナイ湖、農地の保全をしていく必要がある。
	5	グリーンインフラを活用した防災・減災対策への取組の検討をしていく必要がある。
景観形成	1	美しい眺望を持つ天狗山や自然と調和したニセコ積丹小樽海岸国定公園などの自然的景観の保全をしていく必要がある。
	2	奥沢水源地周辺のうるおいのある水辺景観の保全・活用を検討していく必要がある。
	3	市街地と樹林地が織りなす景観を保持するため、住吉神社をはじめとする社寺境内林や丘陵樹林地など、市街地に自生する樹林地の保全をしていく必要がある。

市民懇談会における意見（P6）

環境保全	1	生態系に合わせた自然環境の保全や河川、公園などを活用して自然環境に対する市民の理解を深める必要がある。
	2	壁面緑化の保全や育樹活動のほか、緑が少ない地区に郷土種を用いたガーデニングによる緑化の推進を図る必要がある。
	3	歴史的風土を形成する緑地の保全と、新たな緑地となりうる土地の利活用を図る必要がある。
防災	1	防災・減災の機能を有する緑地を保全するとともに、樹木の生育に伴う剪定などの適正な管理を行う必要がある。
	3	土砂災害防止につながる森林が有する防災機能を活用していく必要がある。
景観形成	1	朝里川などの水辺環境のほか地域の特性ある景観を保全・周知していく必要がある。

基本方針１
いまあるみどりを守ります（緑の保全）

本市には、緑の骨格となる市街地背後の丘陵樹林や海岸線の斜面樹林が貴重な自然資源として残されています。このような緑は、個性的なまちなみを形成しているとともに、多様な生き物の生息・生育環境となっているほか、雨水貯留、土砂流出防止などの都市防災上重要な役割も果たしています。

また、市街地に残っている社寺境内林などの緑は、日常生活の身近な景観資源として市民の心に潤いと安らぎを与えています。

そこで、「自然と人が共生するまち」の実現を目指し、長い歴史の中で育まれてきた貴重な緑を、次世代に継承していきます。

上位計画・関連計画②

＜第２次小樽市都市計画マスタープラン＞

３緑の方針
(2)自然環境の方針
１）基本的考え方

海岸線や市街地背後に広がる山々は、市街地全体が緑に恵まれていると感じさせる効果を持ち、本市の大きな特色の一つです。

また、市街地背後の緑は雨水貯留、土砂流出防止などの都市防災上重要な役割も果たしているため、これらの自然を保全し、次世代に継承していきます。

＜小樽市環境基本計画＞

第３章 計画の目指す方向性
２計画の基本目標
自然環境：自然と共生するまちづくり

豊かな自然とそこに生息する野生動植物を守り、人と自然とがふれあいながら共生することができるまちづくりを目標とします。

社会環境：潤いと安らぎのあるまちづくり

歴史、文化、自然をいかし、調和の取れた潤いと安らぎのある心地よい空間に満ちたまちづくりを目標とします。

＜小樽市景観計画＞

第４章 良好な景観の形成に関する方針
１.市域全域における良好な景観の形成に関する方針
（１）景観形成の基本方針

・地区の特性を生かした個性的で調和のとれた街並み景観の創造

（３）基本理念、緑の将来像及び基本方針

「緑の創出と活用」に関する課題及び意見の抽出

緑の課題（P5）

環境保全	4	自然と共存する環境を形成している生息地・生育地である天狗山の豊かな森林資源などの丘陵地や緑道のほか、河川や海岸線などの水辺環境との緑と水による生物多様性に配慮したエコロジカルネットワークの形成をしていく必要がある。
	5	既存の都市公園の適正な配置をしていく必要がある。
	6	住吉神社の社寺境内林や勝納川などの市街地に存在する緑地の維持保全をしていく必要がある。
	7	良好な都市環境の形成に資する緑地の保全をしていく必要がある。
レクリエーション	1	長期未整備の都市計画公園は、その必要性等を総合的に点検・検証し、必要な見直しを検討していく必要がある。
	2	既存公園を継続して整備するとともに、市民ニーズに対応した適正な公園配置や機能の集約をしていく必要がある。
	3	市民の健康志向の高まりに応じた健康器具などの整備による健康増進を支援していく必要がある。
	4	公園等の老朽化した施設の計画的な更新を継続して行うとともに、管理体制の強化を図りながら、効率的な維持管理による公園の充実をしていく必要がある。
	5	公園の維持管理や緑化の推進に向け、町内会やボランティア団体とのパートナーシップの形成をしていく必要がある。
	6	市民ニーズに合ったイベントの開催内容や周知方法の検討をしていく必要がある。
	7	良好な自然景観地や歴史的資源を生かした公園の整備をしていく必要がある。
	8	旧国鉄手宮線などを活用した観光拠点間を結ぶ歩行者空間としてのレクリエーションネットワークの形成と適正な維持管理の推進をしていく必要がある。
防災	3	避難場所として指定されている公園の適正な維持管理をしていく必要がある。
	4	ヘリポートなど多様な防災拠点として公園等の活用の検討をしていく必要がある。
	5	グリーンインフラを活用した防災・減災対策への取組の検討をしていく必要がある。
景観形成	2	奥沢水源地周辺のうるおいのある水辺景観の保全・活用を検討していく必要がある。
	4	既存公園を継続して整備するとともに、市民ニーズに対応した適正な公園配置や機能の集約をしていく必要がある。
	5	都市景観の大きな要素である緑化の充実に向けて、市民・事業者・行政の協働による緑の創出をしていく必要がある。
	6	町内会やボランティア団体などが主体となる公園等の美化活動における行政の支援をしていく必要がある。
	7	旧国鉄手宮線の観光拠点間を結ぶ歩行者空間の歴史的な街並みを回遊できる散策ネットワークの活用を検討していく必要がある。
	8	住宅地、商業地、工業地においては、美観の向上に寄与する緑化施策の体系的な推進をしていく必要がある。

市民懇談会における意見（P6）

環境保全	2	壁面緑化の保全や育樹活動のほか、緑が少ない地区に郷土種を用いたガーデニングによる緑化の推進を図る必要がある。
	3	歴史的風土を形成する緑地の保全と、新たな緑地となりうる土地の利活用を図る必要がある。
レクリエーション	1	市民ニーズに応じた都市公園の適正な配置と施設整備や、安全・安心に公園利用できるよう維持管理の強化を図る必要がある。
	2	イベント開催の場として、公園の提供や年齢層に応じた情報発信を図る必要がある。
	3	市民ニーズや季節ごとの利用形態なども考慮した既存公園の集約・再編を検討する必要がある。
防災	1	防災・減災の機能を有する緑地を保全するとともに、樹木の生育に伴う剪定などの適正な管理を行う必要がある。
	2	冬期間を除き利用可能な避難場所の検討と適正な維持管理を行う必要がある。
景観形成	1	朝里川などの水辺環境のほか地域の特性ある景観を保全・周知していく必要がある。
	2	美化活動の参加に対する魅力の提供を検討し、学生が主体となるボランティア活動の推進のため、学校との連携を図る必要がある。
	3	街路樹が織りなす美しい景観は保全しつつ、市民ニーズに合わせた維持管理を図る必要がある。

基本方針２
新たなみどりをつくり、生かします
（緑の創出と活用）

本市の市街地は比較的緑が少ない状況にあるため、残っている緑の保全に加え、市民ニーズに対応した都市公園の適正な配置や機能の集約による公園の整備、花と緑で潤うような公共公益施設や民有地の緑化を進め、花と緑で癒されるまちなみを形成していく必要があります。

また、これまで道路や河川、公園・緑地などの緑化により形成してきた緑のネットワークを活用し、都市の防災機能の向上や市民の健康の維持・増進や安らぎの場となるレクリエーション機能を取り入れることで、緑地としての機能の向上が期待されます。

そこで、「みどりを生かした快適・安心なまち」の実現を目指し、市民・事業者・行政の協働のもと、花と緑であふれ、潤いと安らぎのある空間をつくり、生かしていきます。

上位計画・関連計画①

＜第７次小樽市総合計画＞

基本計画　Ⅳ まちづくり　6つのテーマ
5-3　公園・緑地
市街地は、比較的緑が少ない状況にあることから、公園・緑地のみではなく、公共施設や民有地の緑化も進め、花と緑で癒されるまちなみを形成していく必要があり、緑化に関する情報提供や技術の普及、緑化活動団体への支援等を通じ、市民との協働により緑化を推進する必要があります。

〈小樽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針〉

4.自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針
（２）緑地の配置の方針
② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針
持続可能で効率的なまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。
また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、長期未着手である公園の見直しを含めて、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

（３）基本理念、緑の将来像及び基本方針

「緑の創出と活用」に関する課題及び意見の抽出

緑の課題（P5）

環境保全	4	自然と共存する環境を形成している生息地・生育地である天狗山の豊かな森林資源などの丘陵地や緑道のほか、河川や海岸線などの水辺環境との緑と水による生物多様性に配慮したエコロジカルネットワークの形成をしていく必要がある。
	5	既存の都市公園の適正な配置をしていく必要がある。
	6	住吉神社の社寺境内林や勝納川などの市街地に存在する緑地の維持保全をしていく必要がある。
	7	良好な都市環境の形成に資する緑地の保全をしていく必要がある。
レクリエーション	1	長期未整備の都市計画公園は、その必要性等を総合的に点検・検証し、必要な見直しを検討していく必要がある。
	2	既存公園を継続して整備するとともに、市民ニーズに対応した適正な公園配置や機能の集約をしていく必要がある。
	3	市民の健康志向の高まりに応じた健康器具などの整備による健康増進を支援していく必要がある。
	4	公園等の老朽化した施設の計画的な更新を継続して行うとともに、管理体制の強化を図りながら、効率的な維持管理による公園の充実をしていく必要がある。
	5	公園の維持管理や緑化の推進に向け、町内会やボランティア団体とのパートナーシップの形成をしていく必要がある。
	6	市民ニーズに合ったイベントの開催内容や周知方法の検討をしていく必要がある。
	7	良好な自然景観地や歴史的資源を生かした公園の整備をしていく必要がある。
	8	旧国鉄手宮線などを活用した観光拠点間を結ぶ歩行者空間としてのレクリエーションネットワークの形成と適正な維持管理の推進をしていく必要がある。
防災	3	避難場所として指定されている公園の適正な維持管理をしていく必要がある。
	4	ヘリポートなど多様な防災拠点として公園等の活用の検討をしていく必要がある。
	5	グリーンインフラを活用した防災・減災対策への取組の検討をしていく必要がある。
景観形成	2	奥沢水源地周辺のうるおいのある水辺景観の保全・活用を検討していく必要がある。
	4	既存公園を継続して整備するとともに、市民ニーズに対応した適正な公園配置や機能の集約をしていく必要がある。
	5	都市景観の大きな要素である緑化の充実に向けて、市民・事業者・行政の協働による緑の創出をしていく必要がある。
	6	町内会やボランティア団体などが主体となる公園等の美化活動における行政の支援をしていく必要がある。
	7	旧国鉄手宮線の観光拠点間を結ぶ歩行者空間の歴史的な街並みを回遊できる散策ネットワークの活用を検討していく必要がある。
	8	住宅地、商業地、工業地においては、美観の向上に寄与する緑化施策の体系的な推進をしていく必要がある。

市民懇談会における意見（P6）

環境保全	2	壁面緑化の保全や育樹活動のほか、緑が少ない地区に郷土種を用いたガーデニングによる緑化の推進を図る必要がある。
	3	歴史的風土を形成する緑地の保全と、新たな緑地となりうる土地の利活用を図る必要がある。
レクリエーション	1	市民ニーズに応じた都市公園の適正な配置と施設整備や、安全・安心に公園利用できるよう維持管理の強化を図る必要がある。
	2	イベント開催の場として、公園の提供や年齢層に応じた情報発信を図る必要がある。
	3	市民ニーズや季節ごとの利用形態なども考慮した既存公園の集約・再編を検討する必要がある。
防災	1	防災・減災の機能を有する緑地を保全するとともに、樹木の生育に伴う剪定などの適正な管理を行う必要がある。
	2	冬期間を除き利用可能な避難場所の検討と適正な維持管理を行う必要がある。
景観形成	1	朝里川などの水辺環境のほか地域の特性ある景観を保全・周知していく必要がある。
	2	美化活動の参加に対する魅力の提供を検討し、学生が主体となるボランティア活動の推進のため、学校との連携を図る必要がある。
	3	街路樹が織りなす美しい景観は保全しつつ、市民ニーズに合わせた維持管理を図る必要がある。

基本方針２
新たなみどりをつくり、生かします（緑の創出と活用）

本市の市街地は比較的緑が少ない状況にあるため、残っている緑の保全に加え、市民ニーズに対応した都市公園の適正な配置や機能の集約による公園の整備、花と緑で潤うような公共公益施設や民有地の緑化を進め、花と緑で癒されるまちなみを形成していく必要があります。

また、これまで道路や河川、公園・緑地などの緑化により形成してきた緑のネットワークを活用し、都市の防災機能の向上や市民の健康の維持・増進や安らぎの場となるレクリエーション機能を取り入れることで、緑地としての機能の向上が期待されます。

そこで、「みどりを生かした快適・安心なまち」の実現を目指し、市民・事業者・行政の協働のもと、花と緑であふれ、潤いと安らぎのある空間をつくり、生かしていきます。

上位計画・関連計画②

＜第２次小樽市都市計画マスタープラン＞

３緑の方針

（１）公園・緑地等の方針

①緑のネットワークの保全

公園・緑地等の緑は、地域住民にとって健康の維持・増進や安らぎの場をつくる重要な要素です。
また、河川は都市に潤いを与えるだけではなく、人々が水と親しむことのできる緑地空間としての役割もあります。
このため、適切な維持・管理に努め、これまで形成してきたこれらの緑のネットワークを守っていきます。

②市民との協働による緑化活動の推進

豊かな自然環境を保全していくには、市民が自然を身近に体験し、環境保全に対する理解を深めていくことが必要です。
今後とも、市民が学び、触れ合うことのできる施設整備や緑化活動の支援など、市民との協働による緑化活動を進めます。

＜小樽市環境基本計画＞

第３章 計画の目指す方向性

２計画の基本目標

社会環境：潤いと安らぎのあるまちづくり

歴史、文化、自然をいかし、調和の取れた潤いと安らぎのある心地よい空間に満ちたまちづくりを目標とします。

＜小樽市景観計画＞

第４章 良好な景観の形成に関する方針

２.小樽歴史景観区域における良好な景観の形成に関する方針

（１）景観形成の基本方針

景観拠点から市街地にのびる主要な道路沿いの景観（沿道景観）や主要な交差点などで見られる景観（街角景観）など、それぞれの特性に応じた街並み景観の形成に努めます。

「緑の普及と啓発」に関する課題及び意見の抽出

緑の課題（P5）

レクリエーション	5	公園の維持管理や緑化の推進に向け、町内会やボランティア団体とのパートナーシップの形成をしていく必要がある。
	6	市民ニーズに合ったイベントの開催内容や周知方法の検討をしていく必要がある。
	8	旧国鉄手宮線などを活用した観光拠点間を結ぶ歩行者空間としてのレクリエーションネットワークの形成と適正な維持管理の推進をしていく必要がある。
景観形成	5	都市景観の大きな要素である緑化の充実に向けて、市民・事業者・行政の協働による緑の創出をしていく必要がある。
	6	町内会やボランティア団体などが主体となる公園等の美化活動における行政の支援をしていく必要がある。
	7	旧国鉄手宮線の観光拠点間を結ぶ歩行者空間の歴史的な街並みを回遊できる散策ネットワークの活用を検討していく必要がある。
	8	住宅地、商業地、工業地においては、美観の向上に寄与する緑化施策の体系的な推進をしていく必要がある。

市民懇談会における意見（P6）

環境保全	1	生態系に合わせた自然環境の保全や河川、公園などを活用して自然環境に対する市民の理解を深める必要がある。
	2	壁面緑化の保全や育樹活動のほか、緑が少ない地区に郷土種を用いたガーデニングによる緑化の推進を図る必要がある。
レクリエーション	2	イベント開催の場として、公園の提供や年齢層に応じた情報発信を図る必要がある。
景観形成	2	美化活動の参加に対する魅力の提供を検討し、学生が主体となるボランティア活動の推進のため、学校との連携を図る必要がある。

基本方針３
みどりへの理解を深めます
（緑の普及と啓発）

本市では、長橋なえぼ公園における自然観察会の実施により市民がみどりを学び、公園愛護会の活動により触れ合うことができます。
花と緑で癒されるまちなみを形成していくためには、市民一人ひとりの都市の緑化に対する理解を深め、市民・事業者・行政の協働のもと、身近な緑を守り育てていくことが重要です。
そこで、「みどりを学び、触れ合えるまち」の実現を目指し、より多くの市民が緑化活動などに参加できる体制とみどりを学び、触れ合う機会の充実を図っていきます。

上位計画・関連計画①

＜第７次小樽市総合計画＞

基本計画 Ⅳ まちづくり6つのテーマ
5-3 公園・緑地
市街地は、比較的緑が少ない状況にあることから、公園・緑地のみではなく、公共施設や民有地の緑化も進め、花と緑で癒されるまちなみを形成していく必要があり、緑化に関する情報提供や技術の普及、緑化活動団体への支援等を通じ、市民との協働により緑化を推進する必要があります。

〈小樽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針〉

4.自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針
（２）緑地の配置の方針
① 緑地系統ごとの配置方針
ａ 環境保全系統
・学校等の公共公益施設の緑化の推進や街路樹の適切な保全に努める。

＜第２次小樽市都市計画マスタープラン＞

３緑の方針
（１）公園・緑地等の方針
②市民との協働による緑化活動の推進
豊かな自然環境を保全していくには、市民が自然を身近に体験し、環境保全に対する理解を深めていくことが必要です。
今後とも、市民が学び、触れ合うことのできる施設整備や緑化活動の支援など、市民との協働による緑化活動を進めます。

「緑の普及と啓発」に関する課題及び意見の抽出

緑の課題（P5）

レクリエーション	5	公園の維持管理や緑化の推進に向け、町内会やボランティア団体とのパートナーシップの形成をしていく必要がある。
	6	市民ニーズに合ったイベントの開催内容や周知方法の検討をしていく必要がある。
	8	旧国鉄手宮線などを活用した観光拠点間を結ぶ歩行者空間としてのレクリエーションネットワークの形成と適正な維持管理の推進をしていく必要がある。
景観形成	5	都市景観の大きな要素である緑化の充実に向けて、市民・事業者・行政の協働による緑の創出をしていく必要がある。
	6	町内会やボランティア団体などが主体となる公園等の美化活動における行政の支援をしていく必要がある。
	7	旧国鉄手宮線の観光拠点間を結ぶ歩行者空間の歴史的な街並みを回遊できる散策ネットワークの活用を検討していく必要がある。
	8	住宅地、商業地、工業地においては、美観の向上に寄与する緑化施策の体系的な推進をしていく必要がある。

市民懇談会における意見（P6）

環境保全	1	生態系に合わせた自然環境の保全や河川、公園などを活用して自然環境に対する市民の理解を深める必要がある。
	2	壁面緑化の保全や育樹活動のほか、緑が少ない地区に郷土種を用いたガーデニングによる緑化の推進を図る必要がある。
レクリエーション	2	イベント開催の場として、公園の提供や年齢層に応じた情報発信を図る必要がある。
景観形成	2	美化活動の参加に対する魅力の提供を検討し、学生が主体となるボランティア活動の推進のため、学校との連携を図る必要がある。

基本方針３
みどりへの理解を深めます
（緑の普及と啓発）

本市では、長橋なえぼ公園における自然観察会の実施により市民がみどりを学び、公園愛護会の活動により触れ合うことができます。
花と緑で癒されるまちなみを形成していくためには、市民一人ひとりの都市の緑化に対する理解を深め、市民・事業者・行政の協働のもと、身近な緑を守り育てていくことが重要です。
そこで、「みどりを学び、触れ合えるまち」の実現を目指し、より多くの市民が緑化活動などに参加できる体制とみどりを学び、触れ合う機会の充実を図っていきます。

上位計画・関連計画②

＜小樽市環境基本計画＞

第４章　計画の具体的取組
基本目標６みんなで環境保全に取り組むまちづくり
【学習機会の拡充】
●自然観察会などの体験学習会、まち育てふれあいトークやリサイクル教室などの講座、環境パネル展などのイベントを開催し学習機会の拡充を図ります。

＜小樽市景観計画＞

第６章　景観重要建造物及び景観重要樹木並びに小樽市歴史的建造物等の指定の方針
３.小樽市歴史的建造物等の指定の方針（景観条例に基づく指定）
（２）保存樹木等の指定の方針
樹木等の健全な育成及び保存並びに都市景観の形成を図るため、保存や保全が必要な樹木等を所有者の同意を得て「保存樹木等」として指定します。

（3）基本理念、緑の将来像及び基本方針

次期計画における施策の体系（基本理念、緑の将来像及び基本方針）

緑の課題及び市民懇談会における意見

＜ 基本理念＞
（P7、8）

『市民との協働で築く、自然と人が共生する
緑豊かな、潤いと安らぎのあるまち小樽』

＜ 緑の将来像 ＞
（P9～11）

- 自然と人が共生するまち
- みどりを生かした快適・安心なまち
- みどりを学び、触れ合えるまち

＜ 基本方針 ＞
（P13~18）

- 基本方針１
  いまあるみどりを守ります
  (緑の保全)
- 基本方針２
  新たなみどりをつくり、生かします
  （緑の創出と活用）
- 基本方針３
  みどりへの理解を深めます
  (緑の普及と啓発)

（4）計画フレーム及び目標水準

＜小樽の都市計画概要＞

（1）都市計画区域

都市計画区域名	変更年月日	面　積(ha)	備　　考
小樽都市計画区域	令和3年3月23日変更	13,050	地先公有水面を含む
札幌圏都市計画区域 （小樽市分）	令和3年3月23日変更	910	地先公有水面を含む
合　　計		13,960	

＜小樽都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針＞

Ⅱ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

（1）おおむねの人口

本区域の将来における人口を次のとおり想定する。

年　次	平成27年（2015年） （基準年）	令和12年（2030年）
都市計画区域内人口	122千人	おおむね 90千人
市街化区域内人口	121千人	おおむね 89千人

（3）市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

市街化区域は、平成 27 年(2015 年)時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とすることとし、その規模については、都市計画基礎調査に基づき、将来の市街地に配置すべき人口・産業を適切に収容しうる規模として、次のとおり想定する。

都市計画区域名	平成27年（2015年） （基準年）	令和12年（2030年）
小樽都市計画区域	3,848 ha	おおむね 3,848 ha
札幌圏都市計画区域 （小樽市分）	453 ha	おおむね 440 ha
合計	4,301 ha	おおむね 4,288 ha

計画フレーム

本計画の基礎条件である計画対象区域、都市計画区域人口の見通し、市街化区域の規模及び地域区分については、次のように設定します。

（1）計画対象区域

計画対象区域については、現在の都市計画区域13,960haを対象とします。

計画対象市町村名	都市計画区域名	
小樽市	小樽都市計画区域 札幌圏都市計画区域(小樽市分) 計	13,050 ha 910 ha 13,960 ha

（2）都市計画区域人口の見通し

将来人口（目標年次の計画人口）については、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(小樽及び札幌圏)（令和３年）」及び「第7次小樽市総合計画（令和元年）」との整合性を考慮し、次のように設定します。

年　次	現　況 （平成27年）	目標年次 （令和14年）
人　口	122千人	90千人

※将来推計人口は５年ごとに算出されており、将来人口の設定に当たっては、人口減少対策を考慮し、令和12年を適用します。

（3）市街化区域の規模

（2）と同様に、次のように設定します。

年　次	現　況 （平成27年）	目標年次 （令和14年）
市街化区域人口	121千人	89千人
市街化区域の規模	4,301ha	4,288ha

（４）計画フレーム及び目標水準

〇地域区分
地域区分については、第２次小樽市都市計画マスタープランを基本として、次の9地域に設定します。

〇変更理由
現計画では、新規の都市公園整備を検討するに当たり、都市計画基礎調査における地区区分を基本として２４住区に設定していた。
次期計画では、人口減少や市民ニーズに対応した都市公園の適正な配置や機能の集約を検討するに当たり、第２次小樽市都市計画マスタープランにおける、地勢や生活圏のまとまりなどを考慮してまちづくりの基本的単位とした９地域に設定します。

（現計画）住区設定図（２４住区）

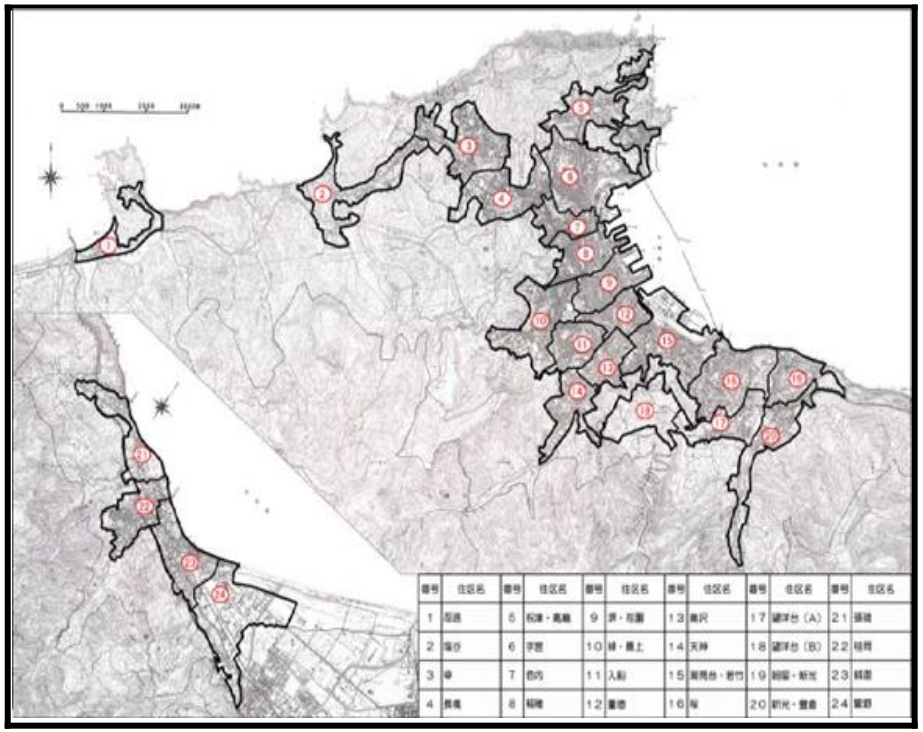

（次期計画案）地域区分図（９地域）

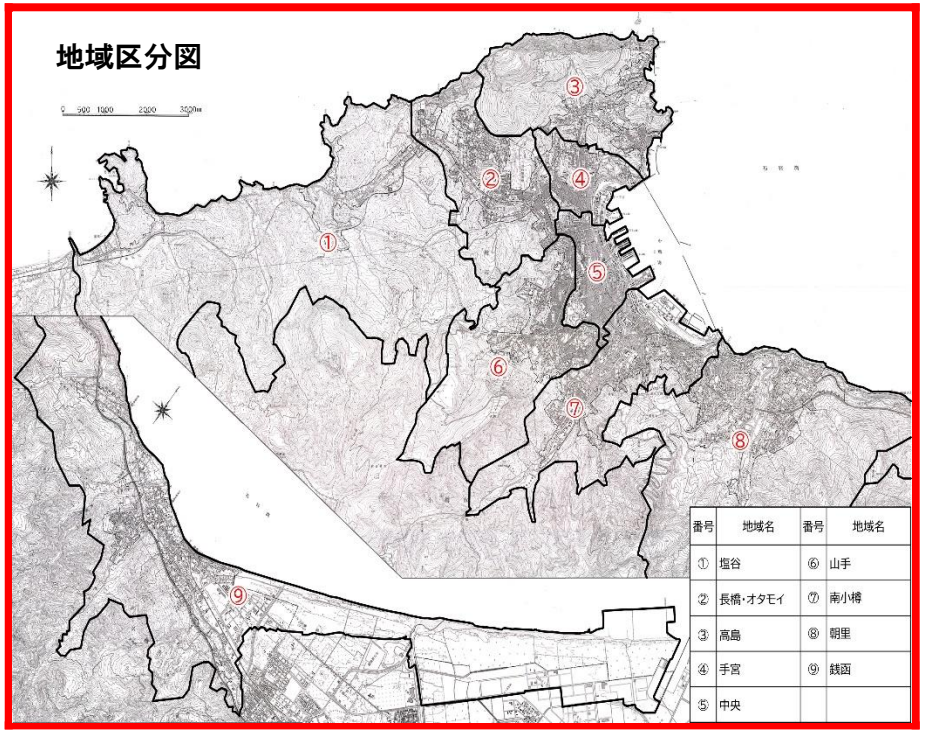

（4）計画フレーム及び目標水準

＜緑地の確保目標水準＞

	現　況 （平成27年）	実　績 （令和２年）	整備予定 （令和3年～14年）	目標年次 （令和14年）
市街化区域に占める緑地面積	233.00 ha	233.15 ha	①　19.83 ha	252.98 ha
都市計画区域に占める緑地面積	7,139.22 ha	7,139.07 ha	②　26.03 ha	7,165.10 ha

＜都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準＞

	現　況 （平成27年）	実　績 （令和２年）	整備予定 （令和3年～14年）	目標年次 （令和14年）
都市公園	128.72 ha	128.72 ha	③　49.43 ha	178.15 ha
	10.56 ㎡/人	11.53 ㎡/人		19.79 ㎡/人
都市公園等	228.23 ha	228.08 ha	④　53.93 ha	282.01 ha
	18.72 ㎡/人	20.43 ㎡/人		31.33 ㎡/人
計画人口	121,924人	111,634人		90,000人

＜未整備の公園・緑地＞

公園・緑地		①	②	③	④
街区公園	築港街区公園 (帰属地としてR2実績に計上)			0.40 ha	
	錦台公園（都市計画公園）	0.30 ha	0.30 ha	0.30 ha	0.30 ha
	かもめが丘公園（未供用地分開設）	0.01 ha	0.01 ha	0.01 ha	0.01 ha
近隣公園	稲穂公園（都市計画公園）	1.00 ha	1.00 ha	1.00 ha	1.00 ha
地区公園	小樽内公園	2.80 ha	2.80 ha	2.80 ha	2.80 ha
	新川公園	4.90 ha	4.90 ha	4.90 ha	4.90 ha
	からまつ公園（未供用地分開設）		2.10 ha	2.10 ha	2.10 ha
総合公園	小樽公園（未供用地分開設）	1.10 ha	1.10 ha	1.10 ha	1.10 ha
都市緑地	銭函レストパーク（都市計画公園）	0.52 ha	0.52 ha	0.52 ha	0.52 ha
風致公園	奥沢水源地公園(1)（地域制緑地としてR2実績に計上）			27.90 ha	27.90 ha
	奥沢水源地公園(2)		4.10 ha	4.10 ha	4.10 ha
緩衝緑地	緩衝緑地	4.30 ha	4.30 ha	4.30 ha	4.30 ha
港湾緑地	港湾緑地（中央、勝納、若竹2か所：計4か所）	4.90 ha	4.90 ha		4.90 ha
	合計	19.83 ha	26.03 ha	49.43 ha	53.93 ha

計画の目標水準

（１）緑地の確保目標水準

本市における施設緑地と地域制緑地の確保量は、平成27年(2015年)で市街化区域では233ha（5.4%）、都市計画区域では7,139ha（51.3%）となっています。

目標年次（令和14年）における緑地の確保量は、長期未整備の都市計画公園などの公園・緑地の面積を加え、市街化区域では253ha（5.9%）、都市計画区域では7,165ha（51.3%）を確保することを目標とします。

■緑地の確保目標水準

	現　況 （平成27年）	目標年次 （令和14年）
市街化区域に占める緑地面積（割合）	233ha　（5.4%）	253ha　（5.9%）
都市計画区域に占める緑地面積（割合）	7,139ha（51.3%）	7,165ha（51.3%）

（２）都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

本市における都市計画区域人口一人当たりの都市公園等の面積は、平成27年(2015年)で都市公園では10.6㎡、都市公園等では18.7 ㎡となっています。

目標年次（令和14年）における都市計画区域人口一人当たりの都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準は、都市公園では19.8㎡、都市公園等では31.3㎡を目標とします。

■都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

		現　況 （平成27年）	目標年次 （令和14年）
都市計画区域人口一人当たりの目標水準	都市公園	10.6 ㎡/人	19.8 ㎡/人
	都市公園等	18.7 ㎡/人	31.3 ㎡/人

※ 都市公園等とは、都市公園に公共施設緑地（港湾緑地や学校グラウンドなど）を加えたものです。

（4）計画フレーム及び目標水準

＜第２次小樽市都市計画マスタープラン＞

３緑の方針
（１）公園・緑地等の方針
①緑のネットワークの保全
公園・緑地等の緑は、地域住民にとって健康の維持・増進や安らぎの場をつくる重要な要素です。また、河川は都市に潤いを与えるだけではなく、人々が水と親しむことのできる緑地空間としての役割もあります。
このため、適切な維持・管理に努め、これまで形成してきたこれらの緑のネットワークを守っていきます。
②市民との協働による緑化活動の推進
豊かな自然環境を保全していくには、市民が自然を身近に体験し、環境保全に対する理解を深めていくことが必要です。
今後とも、市民が学び、触れ合うことのできる施設整備や緑化活動の支援など、市民との協働による緑化活動を進めます。
４地域別方針
４）地域づくりの方針
①都市環境等
工業流通ゾーンなどについては、周辺の環境向上のため、個々の工場敷地内の緑化等を促進します。

＜第７次小樽市総合計画＞

テーマ４生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち(生活基盤)
施策３　道路・河川
道路や河川の整備を進め、安全・安心で暮らしやすい生活環境の確保を目指します。このため、地震や大雨など災害に強い道路の整備を進めるとともに、橋りょうやトンネルなどの道路施設は適切な維持管理に努めます。また、河川については、過去の豪雨災害を踏まえた上で整備を行い、水害対策の強化を図るとと もに、親水性などに配慮した水辺環境の創出に努めます。
テーマ５まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち(環境・景観)
施策３　公園・緑地
人と自然が共生する、花と緑にあふれ、潤いと安らぎのあるまちづくりを目指します。
このため、今ある豊かな自然環境を守るとともに、地域の特性を生かした魅力ある公園・緑地の整備及び利活用を進め、緑を育み、緑と親しむ機会の充実を図ります。

＜都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(小樽都市計画)＞

Ⅲ.主要な都市計画の決定の方針
①住宅地
・専用住宅地は、幸、望洋台、桂岡、桜、赤岩、オタモイ及び最上等に配置し、今後とも地区計画制度などの活用により、周辺の自然環境などと調和したゆとりある良好な住環境の維持・創出を図る。
②商業地
・拠点商業業務地は、JR小樽築港駅周辺地区、朝里川温泉地区、第3号ふ頭・周辺地区及び小樽運河・堺町本通地区等に配置し、自然景観や親水空間、温泉などの地域の特性を生かし魅力ある交流空間のほか、歴史的建造物や文化財などと商業機能が調和した魅力ある交流空間の形成を図る。

計画の目標水準

（３）都市緑化の目指す姿
公共公益施設及び民有地については、次のような都市緑化を目指します。

■施設別の都市緑化の目指す姿

項　目		内　容
公共公益施設	都市公園	・自然が感じられ、レクリエーションや憩いの場として市民に親しまれる緑の形成 ・公園整備における緑化の目標 街区…30%以上 近隣・地区・総合公園…50%以上 緩衝緑地・緑道…70%以上 都市緑地…80%以上 ※都市公園事業設計要領より
	道　路	・これまで形成してきた緑のネットワークの維持管理
	河　川	・親水性などに配慮した水辺環境の創出
	学　校	・自然のしくみや大切さを学び、触れ合えるような緑化の推進
	その他公共公益施設	・潤いと安らぎのある交流の場として市民に親しまれる緑化の推進
民　有　地	住宅地	・周辺の自然環境などと調和したゆとりある良好な住環境の維持・創出
	商業地	・自然景観や親水空間などの地域の特性を生かし魅力ある交流空間の形成
	工業地	・周辺の環境向上のため、個々の工場敷地内の緑化等を促進

（５）緑地の配置方針

○環境保全機能からみた配置方針

環境保全機能からみた緑地については、都市の環境保全上の機能が発揮するよう、以下の４つの視点にたって配置方針を定めます。

緑の課題

環境保全	1	ヒートアイランド現象の緩和や二酸化炭素の吸収を促進するため、樹林地や草地の保全をしていく必要がある。
	2	都市の骨格を形成する貴重な自然資源である天狗山などの丘陵地や海岸線などの一体的な保全をしていく必要がある。
	3	市街地内の主要河川を軸とする骨格緑地の維持保全をしていく必要がある。
	4	自然と共存する環境を形成している生息地・生育地である天狗山の豊かな森林資源などの丘陵地や緑道のほか、河川や海岸線などの水辺環境との緑と水による生物多様性に配慮したエコロジカルネットワークの形成をしていく必要がある。
	5	既存の都市公園の適正な配置をしていく必要がある。
	6	住吉神社の社寺境内林や勝納川などの市街地に存在する緑地の維持保全をしていく必要がある。
	7	良好な都市環境の形成に資する緑地の保全をしていく必要がある。

市民懇談会における意見

環境保全	1	生態系に合わせた自然環境の保全や河川、公園などを活用して自然環境に対する市民の理解を深める必要がある。
	2	壁面緑化の保全や育樹活動のほか、緑が少ない地区に郷土種を用いたガーデニングによる緑化の推進を図る必要がある。
	3	歴史的風土を形成する緑地の保全と、新たな緑地となりうる土地の利活用を図る必要がある。

環境保全機能からみた配置方針

① 都市の骨格を形成する緑地の保全

本市の骨格を形成し、都市環境を良好なものとして維持していく上で重要な緑地として、市街地背後に広がる天狗山周辺などの丘陵樹林地や、祝津海岸から蘭島海岸、熊碓海岸から銭函海岸に至る海岸線、勝納川などの二級河川の保全を図ります。

② 生物多様性に配慮した緑地の保全・創出

多様な生き物の生息・生育環境を形成している樹林地や水辺環境などの緑地の保全に努めながら、生態系に合わせた郷土種などを活用した緑化の推進を行い、拠点となる都市公園の適正な配置により、生物多様性に配慮したエコロジカルネットワークの形成に努めます。

③ 歴史的風土を形成する緑地の保全

保存樹木等に指定されている市街地内部の社寺境内林及び栗林の北限といわれる手宮の樹林地は、歴史的風土を形成する緑地として保全を図ります。

④ 快適な生活環境を形成する緑地の保全・創出

ヒートアイランド現象の緩和や二酸化炭素の吸収を促進するため、市街地に存在する社寺境内林などの緑地の保全や、緑の少ない地域へ郷土種を用いたガーデニングなどによる緑化を促進します。

学校などの公共公益施設や空地などを利活用した緑化の推進に努めます。

市街地周辺のまとまった緑地は、都市環境を高める緑地として位置付け、保全に努めます。

（５）緑地の配置方針

○レクリエーション機能からみた配置方針

レクリエーション機能からみた緑地については、市民のレクリエーション需要に適切に応えるよう、以下の４つの視点にたって配置方針を定めます。

緑の課題

レクリエーション	1	長期未整備の都市計画公園は、その必要性等を総合的に点検・検証し、必要な見直しを検討していく必要がある。
	2	既存公園を継続して整備するとともに、市民ニーズに対応した適正な公園配置や機能の集約をしていく必要がある。
	3	市民の健康志向の高まりに応じた健康器具などの整備による健康増進を支援していく必要がある。
	4	公園等の老朽化した施設の計画的な更新を継続して行うとともに、管理体制の強化を図りながら、効率的な維持管理による公園の充実をしていく必要がある。
	5	公園の維持管理や緑化の推進に向け、町内会やボランティア団体とのパートナーシップの形成をしていく必要がある。
	6	市民ニーズに合ったイベントの開催内容や周知方法の検討をしていく必要がある。
	7	良好な自然景観地や歴史的資源を生かした公園の整備をしていく必要がある。
	8	旧国鉄手宮線などを活用した観光拠点間を結ぶ歩行者空間としてのレクリエーションネットワークの形成と適正な維持管理の推進をしていく必要がある。

市民懇談会における意見

レクリエーション	1	市民ニーズに応じた都市公園の適正な配置と施設整備や、安全・安心に公園利用できるよう維持管理の強化を図る必要がある。
	2	イベント開催の場として、公園の提供や年齢層に応じた情報発信を図る必要がある。
	3	市民ニーズや季節ごとの利用形態なども考慮した既存公園の集約・再編を検討する必要がある。

レクリエーション機能からみた配置方針

①身近なレクリエーションの場となる公園の配置

- 既存の都市公園については、市民ニーズや地域の利用形態に対応した都市公園の適正な配置や機能の集約による再編を検討します。
- 長期未整備の都市計画公園は、その必要性等を総合的に点検・検証し、必要な見直しを検討します。
- 緑に親しむ機会の充実や緑化に対する意識の向上のため、市民との協働により公園の緑化・維持管理活動を推進するパートナーシップの形成を目指します。

②都市のレクリエーション拠点となる公園の配置

- 総合公園については、既存の手宮公園・小樽公園・長橋なえぼ公園の施設の充実に努めます。
- 老朽化した公園施設の計画的な更新を継続して行うとともに、維持管理体制の強化を図りながら、公園の充実に努めます。
- 健康利用に応じた健康器具などの施設整備により、市民の健康増進を促進します。
- 市民ニーズに対応した緑化イベントの開催や情報発信の充実を図るとともに、市民によるイベント等での利活用を促進します。

③ 自然景観や歴史的資産を生かした公園の配置

- 良好な自然景観や歴史的資産を生かした公園の配置を図ります。

④ レクリエーションネットワークの形成

- 市街地における河川や道路、旧国鉄手宮線などの連続性のある緑地を活用した観光拠点間を結ぶ歩行者空間としてのレクリエーションネットワークの形成と維持管理の充実に努めます。
- 市民にうるおいを与える都市緑地を緑の少ない中心市街地に配置するよう検討します。

（５）緑地の配置方針

○防災機能からみた配置方針

防災機能からみた緑地については、地震などの災害時における防災機能を適切に果たすよう、以下の３つの視点にたって配置方針を定めます。

緑の課題

防災	1	崩落や地すべりなどによる土砂流出や土壌保全につながる森林の保全をしていく必要がある。
	2	台風や集中豪雨による洪水や土石流など水害を軽減する役割を果たしている河川上流域の山林や、雨水の貯水機能を持つオタルナイ湖、農地の保全をしていく必要がある。
	3	避難場所として指定されている公園の適正な維持管理をしていく必要がある。
	4	ヘリポートなど多様な防災拠点として公園等の活用の検討をしていく必要がある。
	5	グリーンインフラを活用した防災・減災対策への取組の検討をしていく必要がある。

市民懇談会における意見

防災	1	防災・減災の機能を有する緑地を保全するとともに、樹木の生育に伴う剪定などの適正な管理を行う必要がある。
	2	冬期間を除き利用可能な避難場所の検討と適正な維持管理を行う必要がある。
	3	土砂災害防止につながる森林が有する防災機能を活用していく必要がある。

防災機能からみた配置方針

① 自然災害の防災・減災につながる緑地の保全・活用

- がけ崩れなどによる土砂流出防止などの都市防災上重要な機能を有する緑地である、市街地背後に広がる天狗山周辺などの丘陵樹林地の保全を図ります。
- 台風や集中豪雨による水害を軽減する河川上流域の山林や雨水貯留機能を有するオタルナイ湖、農地の保全を図ります。
- 飛砂防止などの機能を有する緑地として海岸防風林を位置付け、保全を図ります。
- 市街地の緑地など、グリーンインフラを活用した取組により、都市の防災性の向上を図ります。

② 避難地・避難路となる緑地の保全・活用

- 災害時における安全を確保するため、避難地・避難路としての機能を有する都市公園や幹線道路などの緑地を適正に維持管理するほか、冬期間を除き利用可能な避難場所やヘリポートなどの多様な防災拠点として都市公園等の活用を図ります。

③ 快適・安心な都市環境を守る緑地の保全

- 工業団地などの工場が集積する地域では、工場の火災・事故による延焼などの緩和を目的として、工場などの緑化の促進に努めます。
- 幹線道路周辺では、大気汚染や騒音などによる影響を緩和する街路樹などの適正な維持管理に努めます。
- 市街地への公害を防止する役割を果たす緑地として、緩衝緑地の配置を図ります。

（５）緑地の配置方針

○景観形成機能からみた配置方針

景観形成機能からみた緑地については、都市の良好な景観形成に資するよう、以下の4つの視点にたって配置方針を定めます。

緑の課題

景観形成	1	美しい眺望を持つ天狗山や自然と調和したニセコ積丹小樽海岸国定公園などの自然的景観の保全をしていく必要がある。
	2	奥沢水源地周辺のうるおいのある水辺景観の保全・活用を検討していく必要がある。
	3	市街地と樹林地が織りなす景観を保持するため、住吉神社をはじめとする社寺境内林や丘陵樹林地など、市街地に自生する樹林地の保全をしていく必要がある。
	4	既存公園を継続して整備するとともに、市民ニーズに対応した適正な公園配置や機能の集約をしていく必要がある。
	5	都市景観の大きな要素である緑化の充実に向けて、市民・事業者・行政の協働による緑の創出をしていく必要がある。
	6	町内会やボランティア団体などが主体となる公園等の美化活動における行政の支援をしていく必要がある。
	7	旧国鉄手宮線の観光拠点間を結ぶ歩行者空間の歴史的な街並みを回遊できる散策ネットワークの活用を検討していく必要がある。
	8	住宅地、商業地、工業地においては、美観の向上に寄与する緑化施策の体系的な推進をしていく必要がある。

市民懇談会における意見

景観形成	1	朝里川などの水辺環境のほか地域の特性ある景観を保全・周知していく必要がある。
	2	美化活動の参加に対する魅力の提供を検討し、学生が主体となるボランティア活動の推進のため、学校との連携を図る必要がある。
	3	街路樹が織りなす美しい景観は保全しつつ、市民ニーズに合わせた維持管理を図る必要がある。

景観形成機能からみた配置方針

① 都市景観を形成する骨格緑地の保全

- 都市景観を形成する骨格的な緑地として、市街地背後に広がる天狗山周辺などの丘陵樹林地や祝津海岸から蘭島海岸、熊碓海岸から銭函海岸に至る海岸線の保全を図ります。

② 歴史的風土を伝える景観資源の保全・活用

- 歴史的風土と結びついた緑の景観資源として、市街地景観にうるおいを与えている社寺境内林などの保全を図ります。
- 本市の観光拠点間を結び、歴史的なまちなみを回遊できる旧国鉄手宮線の保全・活用を図ります。

③ 良好な眺望地点である緑地の保全

- 良好な都市景観を眺望できる手宮公園などの都市公園の適正な維持管理や地域の特性ある景観を形成する緑地の保全を図ります。

④ うるおいのある都市景観の保全・活用

- 自然豊かな水辺環境を形成する景観資源として、奥沢水源地周辺などの保全・活用を図ります。
- 市街地における河川や街路樹などが織りなす連続性のある美しい景観の保全に努め、市民ニーズに対応した維持管理を図ります。
- 都市環境の向上を図るため地域の特性や市民ニーズに対応した都市公園の適正な配置や機能の集約を検討します。
- 緑化の充実に向けて、町内会やボランティア団体などの緑化活動団体が主体となって公共公益施設や民有地などの緑化活動を行うことが可能となる行政の支援体制を充実し、市民・事業者・行政によるパートナーシップの形成を目指します。

（５）緑地の配置方針

○機能別の緑地の配置方針

「緑の基本計画ハンドブック」において、緑地が持つ「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観形成」の４つの機能を効率的に発揮させるためには、緑地を「骨格的緑地の配置」、「緑地等の均衡ある配置」、「快適・安心なまちづくりのための緑地の配置」の３つに総合的な配置をしていくことが重要とされています。

ここでは、「緑の将来像」と「緑地の確保目標水準」の実現を目指して、４つの機能からみた緑地の配置方針を示します。

環境保全機能(P24)

①都市の骨格を形成する緑地の保全 ➡ 骨格的、快適・安心

②生物多様性に配慮した緑地の保全・創出 ➡ 均衡

③歴史的風土を形成する緑地の保全 ➡ 均衡

④快適な生活環境を形成する緑地の保全・創出 ➡ 均衡

レクリエーション機能(P25)

①身近なレクリエーションの場となる公園の配置 ➡ 均衡、快適・安心

②都市のレクリエーション拠点となる公園の配置 ➡ 均衡、快適・安心

③自然景観や歴史的資産を生かした公園の配置 ➡ 均衡

④レクリエーションネットワークの形成 ➡ 均衡

防災機能(P26)

①自然災害の防災・減災につながる緑地の保全・活用 ➡ 骨格的、快適・安心

②避難地・避難路となる緑地の保全・活用 ➡ 均衡、快適・安心

③快適・安心な都市環境を守る緑地の保全 ➡ 均衡、快適・安心

景観形成機能(P27)

①都市景観を形成する骨格緑地の保全 ➡ 骨格的、快適・安心

②歴史的風土を伝える景観資源の保全・活用 ➡ 均衡

③良好な眺望地点である緑地の保全 ➡ 均衡

④うるおいのある都市景観の保全・活用 ➡ 均衡、快適・安心

○骨格的緑地の配置

機能別の緑地の配置方針

環境保全	①	**都市の骨格を形成する緑地の保全** ・本市の骨格を形成し、都市環境を良好なものとして維持していく上で重要な緑地として、市街地背後に広がる天狗山周辺などの丘陵樹林地や、祝津海岸から蘭島海岸、熊碓海岸から銭函海岸に至る海岸線、勝納川などの二級河川の保全を図ります。
防災	①	**自然災害の防災・減災につながる緑地の保全・活用** ・がけ崩れなどによる土砂流出防止などの都市防災上重要な機能を有する緑地である、市街地背後に広がる天狗山周辺などの丘陵樹林地の保全を図ります。 ・台風や集中豪雨による水害を軽減する河川上流域の山林や雨水貯留機能を有するオタルナイ湖、農地の保全を図ります。 ・飛砂防止などの機能を有する緑地として海岸防風林を位置付け、保全を図ります。 ・市街地の緑地など、グリーンインフラを活用した取組により、都市の防災性の向上を図ります。
景観形成	①	**都市景観を形成する骨格緑地の保全** ・都市景観を形成する骨格的な緑地として、市街地背後に広がる天狗山周辺などの丘陵樹林地や祝津海岸から蘭島海岸、熊碓海岸から銭函海岸に至る海岸線の保全を図ります。

総合的な緑地の配置方針

① 骨格的緑地の配置

・ 市街地背後に広がる天狗山周辺などの丘陵樹林地、祝津海岸から蘭島海岸、熊碓海岸から銭函海岸に至る海岸線、緑のネットワークでもある勝納川などの二級河川を骨格的な緑地として保全します。

○緑地等の均衡ある配置

機能別の緑地の配置方針

環境保全	②	**生物多様性に配慮した緑地の保全・創出** ・多様な生き物の生息・生育環境を形成している樹林地や水辺環境などの緑地の保全に努めながら、生態系に合わせた郷土種などを活用した緑化の推進を行い、拠点となる都市公園の適正な配置により、生物多様性に配慮したエコロジカルネットワークの形成に努めます。
	③	**歴史的風土を形成する緑地の保全** ・保存樹木等に指定されている市街地内部の社寺境内林及び栗林の北限といわれる手宮の樹林地は、歴史的風土を形成する緑地として保全を図ります。
	④	**快適な生活環境を形成する緑地の保全・創出** ・ヒートアイランド現象の緩和や二酸化炭素の吸収を促進するため、市街地に存在する社寺境内林などの緑地の保全や、緑の少ない地域へ郷土種を用いたガーデニングなどによる緑化を促進します。 ・学校などの公共公益施設や空地などを利活用した緑化の推進に努めます。 ・市街地周辺のまとまった緑地は、都市環境を高める緑地として位置付け、保全に努めます。
レクリエーション	①	**身近なレクリエーションの場となる公園の配置** ・既存の都市公園については、市民ニーズや地域の利用形態に対応した都市公園の適正な配置や機能の集約による再編を検討します。 ・長期未整備の都市計画公園は、その必要性等を総合的に点検・検証し、必要な見直しを検討します。 ・緑に親しむ機会の充実や緑化に対する意識の向上のため、市民との協働により公園の緑化・維持管理活動を推進するパートナーシップの形成を目指します。
	②	**都市のレクリエーション拠点となる公園の配置** ・総合公園については、既存の手宮公園・小樽公園・長橋なえぼ公園の施設の充実に努めます。 ・老朽化した公園施設の計画的な更新を継続して行うとともに、維持管理体制の強化を図りながら、公園の充実に努めます。 ・健康利用に応じた健康器具などの施設整備により、市民の健康増進を促進します。 ・市民ニーズに対応した緑化イベントの開催や情報発信の充実を図るとともに、市民によるイベント等での利活用を促進します。
	③	**自然景観や歴史的資産を生かした公園の配置** ・良好な自然景観や歴史的資産を生かした公園の配置を図ります。
	④	**レクリエーションネットワークの形成** ・市街地における河川や道路、旧国鉄手宮線などの連続性のある緑地を活用した観光拠点間を結ぶ歩行者空間としてのレクリエーションネットワークの形成と維持管理の充実に努めます。 ・市民にうるおいを与える都市緑地を緑の少ない中心市街地に配置するよう検討します。
防災	②	**避難地・避難路となる緑地の保全・活用** ・災害時における安全を確保するため、避難地・避難路としての機能を有する都市公園や幹線道路などの緑地を適正に維持管理するほか、冬期間を除き利用可能な避難場所やヘリポートなどの多様な防災拠点として都市公園等の活用を図ります。
	③	**快適・安心な都市環境を守る緑地の保全** ・工業団地などの工場が集積する地域では、工場の火災・事故による延焼などの緩和を目的として、工場などの緑化の促進に努めます。 ・幹線道路周辺では、大気汚染や騒音などによる影響を緩和する街路樹などの適正な維持管理に努めます。 ・市街地への公害を防止する役割を果たす緑地として、緩衝緑地の配置を図ります。
景観形成	②	**歴史的風土を伝える景観資源の保全・活用** ・歴史的風土と結びついた緑の景観資源として、市街地景観にうるおいを与えている社寺境内林などの保全を図ります。 ・本市の観光拠点間を結び、歴史的なまちなみを回遊できる旧国鉄手宮線の保全・活用を図ります。
	③	**良好な眺望地点である緑地の保全** ・良好な都市景観を眺望できる手宮公園などの都市公園の適正な維持管理や地域の特性ある景観を形成する緑地の保全を図ります。
	④	**うるおいのある都市景観の保全・活用** ・自然豊かな水辺環境を形成する景観資源として、奥沢水源地周辺などの保全・活用を図ります。 ・市街地における河川や街路樹などが織りなす連続性のある美しい景観の保全に努め、市民ニーズに対応した維持管理を図ります。 ・都市環境の向上を図るため地域の特性や市民ニーズに対応した都市公園の適正な配置や機能の集約を検討します。 ・緑化の充実に向けて、町内会やボランティア団体などの緑化活動団体が主体となって公共公益施設や民有地などの緑化活動を行うことが可能となる行政の支援体制を充実し、市民・事業者・行政によるパートナーシップの形成を目指します。

総合的な緑地の配置方針

② 緑地等の均衡ある配置

・市街地については、各地域の緑地の充足度に配慮した都市公園の適正な配置と機能の集約や社寺境内林などの既存樹林地の保全などにより、市全体で均衡ある良好な都市環境が形成されるよう配置します。

・既存の緑地を保全するとともに、緑地の確保が困難な地域では、ガーデニングなどによる緑化を促進します。

・市街地周辺部については、奥沢水源地の良好な自然景観や歴史的資産を生かした公園を配置します。

・自然と人が共生する河川、道路の植栽などの緑地を、都市の防災機能の向上やレクリエーションなどに配慮した緑のネットワークの形成に努めます。

○快適・ 安心なまちづくりのための緑地の配置

機能別の緑地の配置方針

環境保全	①	**都市の骨格を形成する緑地の保全** ・本市の骨格を形成し、都市環境を良好なものとして維持していく上で重要な緑地として、市街地背後に広がる天狗山周辺などの丘陵樹林地や、祝津海岸から蘭島海岸、熊碓海岸から銭函海岸に至る海岸線、勝納川などの二級河川の保全を図ります。
レクリエーション	①	**身近なレクリエーションの場となる公園の配置** ・既存の都市公園については、市民ニーズや地域の利用形態に対応した都市公園の適正な配置や機能の集約による再編を検討します。 ・長期未整備の都市計画公園は、その必要性等を総合的に見直しを検討します。 ・緑に親しむ機会の充実や緑化に対する意識の向上のため、市民との協働により公園の緑化・維持管理活動を推進するパートナーシップの形成を目指します。
	②	**都市のレクリエーション拠点となる公園の配置** ・総合公園については、既存の手宮公園・小樽公園・長橋なえぼ公園の施設の充実に努めます。 ・老朽化した公園施設の計画的な更新を継続して行うとともに、維持管理体制の強化を図りながら、公園の充実に努めます。 ・健康利用に応じた健康器具などの施設整備により、市民の健康増進を促進します。 ・市民ニーズに対応した緑化イベントの開催や情報発信の充実を図るとともに、市民によるイベント等での利活用を促進します。
防災	①	**自然災害の防災・減災につながる緑地の保全・活用** ・がけ崩れなどによる土砂流出防止などの都市防災上重要な機能を有する緑地である、市街地背後に広がる天狗山周辺などの丘陵樹林地の保全を図ります。 ・台風や集中豪雨による水害を軽減する河川上流域の山林や雨水貯留機能を有するオタルナイ湖、農地の保全を図ります。 ・飛砂防止などの機能を有する緑地として海岸防風林を位置付け、保全を図ります。 ・市街地の緑地など、グリーンインフラを活用した取組により、都市の防災性の向上を図ります。
	②	**避難地・避難路となる緑地の保全・活用** ・災害時における安全を確保するため、避難地・避難路としての機能を有する都市公園や幹線道路などの緑地を適正に維持管理するほか、冬期間を除き利用可能な避難場所やヘリポートなどの多様な防災拠点として都市公園等の活用を図ります。
	③	**快適・安心な都市環境を守る緑地の保全** ・工業団地などの工場が集積する地域では、工場の火災・事故による延焼などの緩和を目的として、工場などの緑化の促進に努めます。 ・幹線道路周辺では、大気汚染や騒音などによる影響を緩和する街路樹などの適正な維持管理に努めます。 ・市街地への公害を防止する役割を果たす緑地として、緩衝緑地の配置を図ります。
景観形成	①	**都市景観を形成する骨格緑地の保全** ・都市景観を形成する骨格的な緑地として、市街地背後に広がる天狗山周辺などの丘陵樹林地や祝津海岸から蘭島海岸、熊碓海岸から銭函海岸に至る海岸線の保全を図ります。
	④	**うるおいのある都市景観の保全・活用** ・自然豊かな水辺環境を形成する景観資源として、奥沢水源地周辺などの保全・活用を図ります。 ・市街地における河川や街路樹などが織りなす連続性のある美しい景観の保全に努め、市民ニーズに対応した維持管理を図ります。 ・都市環境の向上を図るため地域の特性や市民ニーズに対応した都市公園の適正な配置や機能の集約を検討します。 ・緑化の充実に向けて、町内会やボランティア団体などの緑化活動団体が主体となって公共公益施設や民有地などの緑化活動を行うことが可能となる行政の支援体制を充実し、市民・事業者・行政によるパートナーシップの形成を目指します。

総合的な緑地の配置方針

③ 快適・ 安心なまちづくりのための緑地の配置

・都市における安全性を確保するため、災害を未然に防止し、災害に強い都市構造を形成するため、緑地が有する防災機能を活用した体系的な緑地の配置を図ります。また、老朽化した公園施設の更新に併せて、子育てや介護環境に配慮した快適で安心な公園を配置します。

（５）緑地の配置方針

○総合的な緑地の配置方針

４つの機能（環境保全・レクリエーション・防災・景観形成）による緑地の配置方針を踏まえて、「緑の将来像」の実現に向けた総合的な緑地の配置方針を示します。

環境保全機能(P24)

①都市の骨格を形成する緑地の保全
②生物多様性に配慮した緑地の保全・創出
③歴史的風土を形成する緑地の保全
④快適な生活環境を形成する緑地の保全・創出

レクリエーション機能(P25)

①身近なレクリエーションの場となる公園の配置
②都市のレクリエーション拠点となる公園の配置
③自然景観や歴史的資産を生かした公園の配置
④レクリエーションネットワークの形成

防災機能(P26)

①自然災害の防災・減災につながる緑地の保全・活用
②避難地・避難路となる緑地の保全・活用
③快適・安心な都市環境を守る緑地の保全

景観形成機能(P27)

①都市景観を形成する骨格緑地の保全
②歴史的風土を伝える景観資源の保全・活用
③良好な眺望地点である緑地の保全
④うるおいのある都市景観の保全・活用

総合的な緑地の配置方針(P29~31)

①骨格的緑地の配置
②緑地等の均衡ある配置
③快適・ 安心なまちづくりのための緑地の配置

（6）策定スケジュール

令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
庁内調整会議							1回 ・現況調査結果報告 ・現況評価と課題について			2回 ・計画の基本方針と目標 ・緑地の配置方針		
関係部長会議							1回 ・現況調査結果報告 ・現況評価と課題について					
策定委員会								1回 ・現況調査結果報告 ・現況評価と課題について				
都市計画審議会										（報告） ・現計画の実績報告 ・スケジュール		
市議会			2定 ・策定概要 ・スケジュール			3定	決特		4定 ・現計画の実績報告 ・スケジュール			1定
市民				（公募期間）			（市民懇談会）	1回 ・緑地が有する4つの機能 ・ワークショップ				

令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
庁内調整会議				3回 ・計画推進のための施策 ・計画の実現に向けて			4回 ・素案				5回 ・パブリックコメント結果報告 ・原案	
関係部長会議	2回 ・計画の基本方針と目標 ・緑地の配置方針			3回 ・計画推進のための施策 ・計画の実現に向けて				4回 ・素案			5回 ・パブリックコメント結果報告 ・原案	・計画策定
策定委員会		2回 ・計画の基本方針と目標 ・緑地の配置方針			3回 ・計画推進のための施策 ・計画の実現に向けて			4回 ・素案作成			5回 ・パブリックコメント結果報告 ・計画案作成	
都市計画審議会												・策定報告 ※R5.7予定
市議会			2定 ・計画の基本方針と目標 ・緑地の配置方針 ・スケジュール			3定 ・計画推進のための施策 ・計画の実現に向けて ・スケジュール	決特		4定 ・素案報告		・パブリックコメント結果報告 ・計画案報告	1定
市民								（市民懇談会）2回 ・素案 ・ワークショップ	(パブコメ手続)	(パブコメ意見集約・回答)		